



環境表示を巡る最近の動向について

2025年9月

環境省 大臣官房 環境経済課



1. 環境表示に関する枠組み
2. 環境表示に関する消費者の実態
3. 海外の規制動向

1. 環境表示に関する枠組み

■ 環境表示とは（海外の事例）

ISO14021(一致規格 JIS Q14021) ※
環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示）

環境主張

＝「製品、部品又は包装の環境側面を示す説明文、シンボル又は図表。」

➡ 国際的には環境「**主張 (Claim)**」が用いられることが多い

※ISOの最新版はISO 14021:2016/Amd 1:2021 追補1-環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベリング）－カーボンフットプリント、カーボンニュートラル

グリーン移行のために消費者に権限を与える指令（欧州委員会）
（Empowering Consumers for the Green Transition）

不公正取引慣行指令（2005/29/EC）（欧州委員会）
（Unfair Commercial Practices Directive）

グリーン訴求指令案（欧州委員会）
（Green Claim Directive）

環境主張

＝「EU法または国内法で義務付けられていないメッセージまたは表示を意味し、ラベル、ブランド名、会社名、製品名などあらゆる形式のテキスト、絵、図、記号による表現を含み、商業コミュニケーションの文脈において、製品または事業者が環境にプラスの影響を与えるか、影響を与えないか、または他の製品または事業者よりも環境へのダメージが少ないか、または時間の経過とともに影響が改善されていることを表明または暗示するもの。」

➡ **法令**で義務付けられる主張は範囲外

➡ **時間軸**や主張による**暗示**も含むなど幅が広い

1. 環境表示に関する枠組み

■ 環境表示とは（日本の事例）

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法） 第2条 第4項

表示

＝「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。」

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」昭和37年 公正取引委員会告示第3号

- 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示
（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- 三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン
その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

➡ 環境表示を包含するより広い概念

環境表示ガイドライン（環境省）

環境表示

＝「説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張
「環境ラベル」及び「宣言」が含まれる」

➡ 景品表示法と整合して環境「表示」としている

➡ 製品ライフサイクルが考慮されている

1. 環境表示に関する枠組み

■ 公正競争規約(景品表示法第36条に基づく協定又は規約)

➤ 目的

公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルール。商品・サービス選択における一般消費者の利益保護、不当表示や過大な景品類の提供による競争の未然防止を目的としている。

➤ 公正規約が設定されている業種

公正競争規約数 103件（内訳：表示規約66件、景品規約37件）

📄 別紙一覧を参照

➤ 公正競争規約の内容

不当表示の禁止などの一般規定のほか、通常は以下のような事項が定められている。

(1) 必要な表示事項を定めるもの

(原材料名、内容量、賞味期限、製造業者名等の表示を義務付けることなど)

(2) 特定事項の表示の基準を定めるもの

(不動産広告の徒歩による所要時間は、80メートルにつき1分の換算で表示することなど)

(3) 特定用語の表示を禁止するもの

(加工乳及び乳飲料には、「牛乳」の用語を使用しないことなど)

➡ 環境表示に直接的に関連する事項はないが、「スーパー」、「プレミアム」、「特製」等の特定用語の使用基準を定めている業種や、家電製品では修理や保証、消費電力量や電気代の表示方法などが定められている。

1. 環境表示に関する枠組み

■（参考）表示に関する公正競争規約（66規約）

食品一般	36規約	マーガリン類／飲用乳／ナチュラルチーズ・プロセスチーズ及びチーズフード／ アイスクリーム類及び氷菓／発酵乳・乳酸菌飲料／果実飲料等／トマト加工品／コーヒー飲料等 ／豆乳類／レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー／ もろみ酢／食品缶詰／粉わさび／削りぶし／凍り豆腐／生めん類／辛子めんたいに食品／ハム・ ソーセージ類／食肉／即席めん／包装食パン／鶏卵／食酢／みそ／ ドレッシング類／しょうゆ／食用塩／観光土産品／はちみつ類／ビスケット類／チョコレート類／チョコ レート利用食品／ローヤルゼリー／チューインガム／ 特定保健用食品／エキストラバージンオリーブオイル
酒類	7規約	ビール／輸入ビール／ウイスキー／輸入ウイスキー／泡盛／酒類小売業／ 単式蒸留焼酎
家電・家庭用品等	10規約	ペットフード／帯締め及び羽織ひも／家庭電気製品製造業／家庭電気製品小売業／釣竿／ピアノ／ 電子鍵盤楽器／眼鏡類／スポーツ用品／仏壇
化粧品等	5規約	防虫剤／化粧品／化粧石けん／歯みがき類／家庭用合成洗剤及び家庭用石けん
出版・サービス	2規約	募集型企画旅行／指定自動車教習所業
自動車等	4規約	自動車業／二輪自動車業／タイヤ／農業機械
不動産	1規約	不動産
金融	1規約	銀行業

1. 環境表示に関する枠組み

■ 環境表示の体系（日本国内）

明示的な主張

環境ラベル

法律上の義務

自主的ラベル

第三者認証

ISO14024準拠

旧) タイプ I → **新) 環境ラベル**

ISO14025準拠

旧) タイプ III → **新) 環境製品宣言**

ISO14067準拠

CFP

上記以外

国内認証

国際認証

認証制度以外

非営利組織等が設定する基準や使用条件等を満たしている場合に事業者等が自らの判断で表示

自己宣言

ISO14021準拠

旧) タイプ II → **新) 自己宣言型環境宣言プログラム**

ISO17050準拠

供給者適合宣言による**グリーン購入法適合**の表示
事業者／事業者団体が運営するプログラムのうち、規格の要求事項を満たさないもの

上記以外

宣言（文章）

再生資源材料等の使用「〇〇を△△%使用しています」
成分又は特性の不存在「〇〇を含まない」
環境面での優越又は改善の比較主張「〇〇と比較して△△を改善」

ISO14021準拠

規格の要求事項に準拠

上記以外

あいまいな表現

環境に安全、環境にやさしい、地球にやさしい、無公害、グリーン、自然にやさしい、オゾンにやさしい、〇〇を含まない（使用条件を満たさない場合）、持続可能（ISO14021より）

特定の用語

コンポスト（堆肥）化可能、分解可能、解体容易設計、長寿命化製品、回収エネルギー、リサイクル可能、リサイクル材料含有率、省エネルギー、省資源、節水、再使用可能及び詰替え可能、廃棄物削減、再生可能材料、再生可能エネルギー、持続可能温室効果ガス排出に関する主張（ISO14021より）

EMS

環境マネジメントシステムの実施を表明するために使用するシンボル

暗示的な主張

画像

自然の映像 木、水、海、川、山…

色

青、緑…

【免責事項】

本表は、環境表示の全体像をイメージしやすいように簡略化しており、学術的な分類等と整合しない場合があります。ラベルや宣言、表現は例示です。

1. 環境表示に関する枠組み

■ (参考) ISOによる環境ラベルの種類

→ ISO14020(2022年12月改訂)で名称変更

ISOによる分類	特徴	ロゴの例
ISO14024 「環境ラベル及び宣言 －タイプⅠ環境ラベル表示－ 原則及び手続」 → エコラベル	- 特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクルを考慮し、包括的な環境優位性を示すラベル 自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度	 エコマーク (日本)  ブルーエンジェル (ドイツ)
ISO14021 環境ラベル及び宣言 －自己宣言による環境主張 (タイプⅡ環境ラベル表示) → 自己宣言型環境宣言プログラム	独立した第三者の認証を必要としない環境主張	自社の環境ラベル等
ISO14025 環境ラベル及び宣言 －タイプⅢ環境宣言－ 原則及び手順 → 環境製品宣言 (EPD)	- ISO14040およびISO14044に基づいて定量化された環境データを提供する環境宣言 - 気候変動、酸性化、富栄養化、資源消費などの複数の対象影響領域を包括的に製品のライフサイクルを評価	 SuMPO EPD (日本)  旧：エコリーフ (日本)
ISO14067 温室効果ガス－製品のカーボンフットプリント－定量化の要求事項及び指針	製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して「見える化」する仕組み (対象影響領域：単一：気候変動のみ)	 SuMPO EPD Climate宣言 (日本)  旧：カーボンフットプリント (日本)

1. 環境表示に関する枠組み

■ 日本における環境表示に関する規制枠組み

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

- 5条1号 優良誤認表示
一般消費者に商品・サービスの品質、規格などについて、実際のもの等より著しく優良であると誤認される表示（不当表示）を禁止。
- 7条2項 不実証広告規制
合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされる。

環境表示ガイドライン

環境表示を行う事業者および事業者団体を対象に、自己宣言による適切な環境表示のあり方について、ISO/JIS Q 14021規格へ準拠した環境表示を行うことを求めている。

特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン（信頼性確保ガイドライン）

グリーン購入法の環境物品等の表示が対象。JIS Q 17050（適合性評価—供給者適合宣言）に準じた「判断の基準」への適合の確認の枠組みを規定。

1. 環境表示に関する枠組み

■ グリーンウォッシュ（green washing）とは

グリーンウォッシュ(green washing)という用語の一般的な定義は文献上、存在しない。

（誤解を招く環境主張の特定には、解釈の余地とグレーゾーンが存在する）

「グリーン（＝環境に配慮した）」と「ホワイトウォッシング（＝ごまかす、うわべを取り繕う）」を合わせた造語で、うわべだけ環境保護に熱心に取り組んでいるようにみせること。
グリーンウォッシング（greenwashing）ともいう。

1970年代から社会の環境意識の高まりを受け、「環境に優しい」イメージを訴求することが企業のイメージアップにつながるようになったことから、実際はそれほど環境に優しい活動をしていないのに「環境に優しい」と見せかける企業が出てきた。1980年代から欧米の環境活動家がこの言葉を使い始め、1992年の地球サミット直前には、グリーンピースが「GREENWASH」という本を出版し、世界中に広まった。環境に優しい、地球に優しい、グリーンなどという表記がある商品を、環境意識が高い消費者が選択することを狙い、消費者に誤解を与えるような訴求を行っている商品に対し、グリーンウォッシュ商品と名づけられる。

（出展：EICネット／環境用語集（一般財団法人環境イノベーション情報機構）より抜粋）

2. 環境表示に関する消費者の実態

■ 環境表示に関連する調査等の事例

日本国内の市場における環境表示が付された製品の割合、消費者の環境表示に関する文献調査を実施。消費者の環境表示に対する意識や受容性に関連のある、日本国内の環境やサステナビリティを主題とした調査を抽出。

環境表示に関連した調査概要

実施主体 調査名	消費者庁「令和6年度消費者意識基本調査」	消費者庁「令和6年度第3回消費生活意識調査」	電通「第13回 カーボンニュートラルに関する生活者調査」	博報堂「第六回 生活者の脱炭素意識&アクション調査」	インテージ
調査地域	日本全国	日本全国	日本全国	日本全国	日本全国
サンプル数 (属性)	5,046 人(15歳以上の男女)	5,000 人(15歳以上の男女)	1,400人(15~79歳)	1,442人(15~79歳の男女)	3,206人(15~69 歳の男女)
調査時期	2024年 11 月 1 日~17 日	2024年 10 月 3 日~ 7 日	2023年 12月22日~26日	2024年 10月15日~16日	2020 年 1月20 日~22日
調査方法	郵送配布、郵送回収 (WEB 回答併用)	インターネット調査	インターネット調査	インターネット調査	インターネット調査
環境表示に 関連する設問	環境配慮商品の購入理由、 認知経路、価格許容度など	エシカル消費の認知度や関心 度、取組状況、エシカル消費に つながる商品・サービスの確認 方法、価格許容度など	グリーンウォッシュの認知度、商 品・サービス購入時の環境配 慮、企業のグリーンウォッシュの 可能性など	脱炭素関連ワードの認知度に 「グリーンウォッシング」を追加	生活者をサステナブル行動レ ベルで分類 (Super層、High 層、Moderate層、Low層)、 特徴を分析。環境／社会に配 慮した商品・サービスを利用し ない理由、認証ラベルによる購 買意向の変化など

2. 環境表示に関する消費者の実態

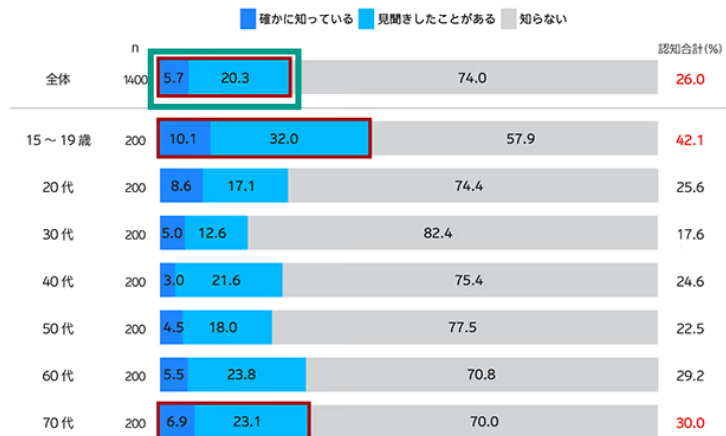
■ 関連が深い設問

1 グリーンウォッシュの認知度

「グリーンウォッシュ/グリーンウォッシング」という言葉を・・・
確かに知っている 5.7%/
見聞きしたことがある 20.3%/知らない 74.0%

Q. お読みになっていただいた文章についてお伺いします。あなたは、以下の内容についてどの程度ご存じでしたか。

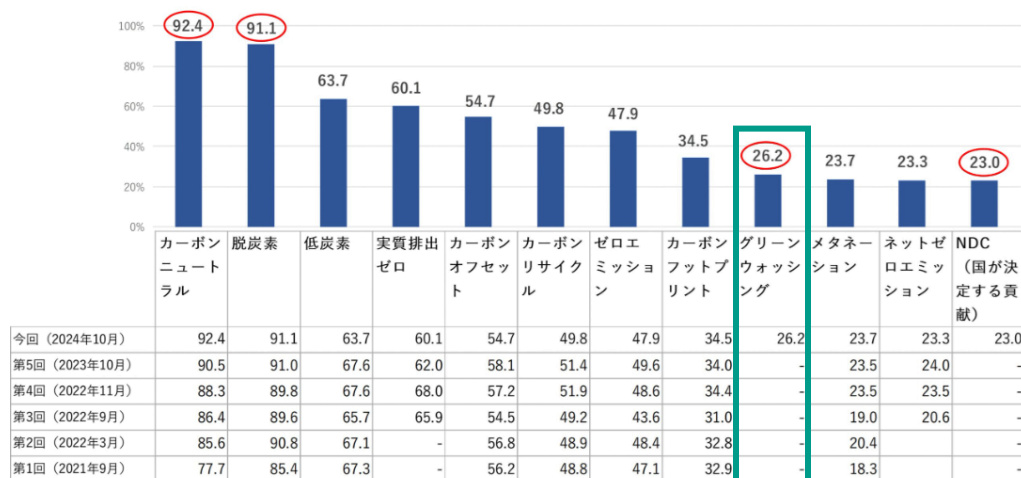
あいまいな言葉を用いたり不都合な事実を伝えず、良い情報のみを伝えることで、実態がないのに、もしくは実態以上に環境やサステナビリティに配慮しているように見せかけることを「グリーンウォッシュ/グリーンウォッシング」ということ



(電通 第13回「カーボンニュートラルに関する生活者調査」)

「グリーンウォッシング」という言葉を・・・
言葉を知っている+内容まで知っている 26.2%

[Q] 下記の言葉をどの程度知っていますか。(言葉を知っている+内容まで知っている計)



(博報堂「第六回 生活者の脱炭素意識&アクション調査」)

→ 「グリーンウォッシュ」という用語やその意味はあまり浸透していない。
なお、上記調査で「グリーンウォッシュ/グリーンウォッシング」の認知度の設問が登場したのは2024年から。

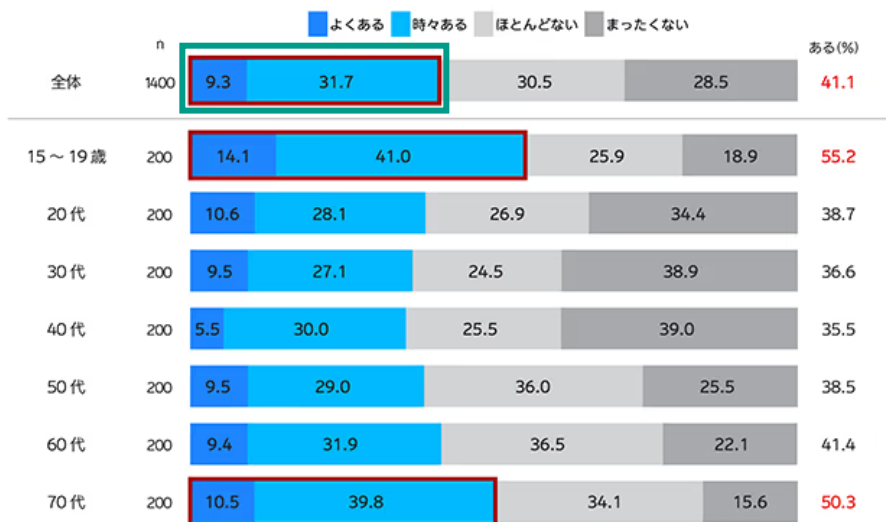
2. 環境表示に関する消費者の実態

2 グリーンウォッシュの経験

企業や団体の広告やHP、ポスター、SNSなどがグリーンウォッシュと感じたことは・・・
よくある 9.3%/時々ある 31.7%/ほとんどない 30.5%/まったくない 28.5%

【図表6】

Q. あなたは企業や団体が発信するコミュニケーション（広告やHP、ポスター、SNSなど）において、「これはグリーンウォッシュ/グリーンウォッシングではないか？」と感じることはありますか。



約 4 割がグリーンウォッシュを経験している。

(電通 第13回「カーボンニュートラルに関する生活者調査」)

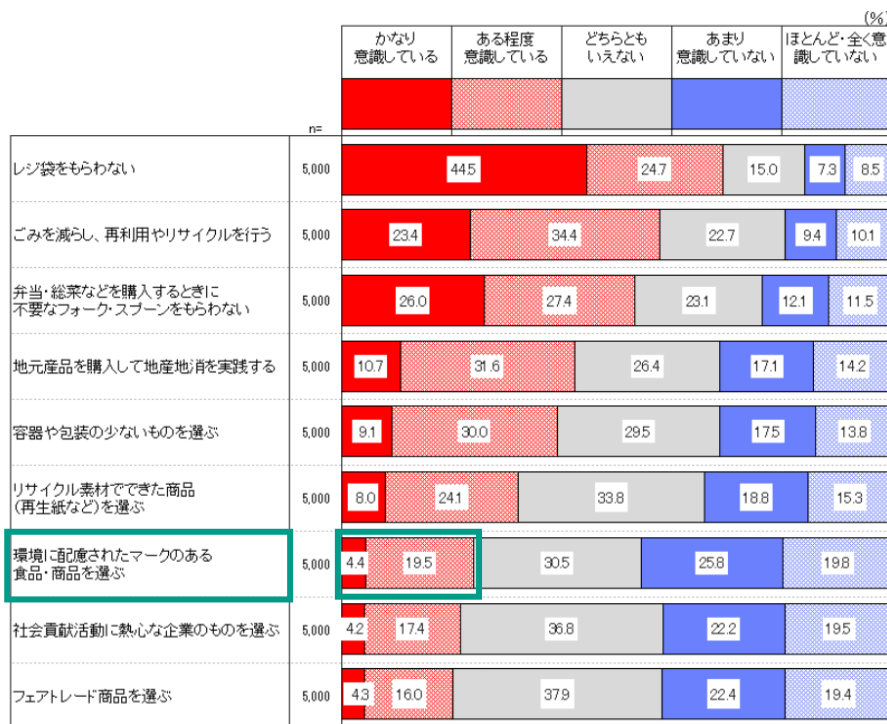
2. 環境表示に関する消費者の実態

3 環境表示の購買行動への影響

環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶ **23.9%**

問5. あなたは日頃の消費行動において、以下のことをどの程度意識していますか。当てはまるものを1つずつお選びください。

(単一回答)



環境問題の取り組みについて、環境ラベルによる消費行動が一定程度存在する。

(消費者庁 令和6年度第3回消費生活意識調査)

2. 環境表示に関する消費者の実態

4 環境情報の入手先

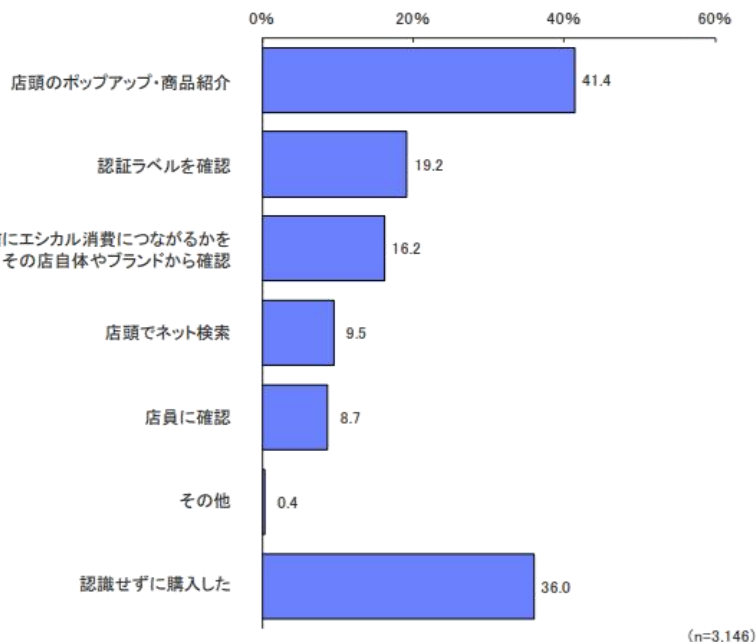
エシカル消費につながる商品・サービスの確認方法

店頭ポップ・商品紹介 41.4%/

認証ラベル 19.2%/店やブランド 16.2% …

問 11. あなたは、エシカル消費につながる商品・サービスであることをどのように確認して選択していますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)



(消費者庁 令和6年度第3回消費生活意識調査)

環境に配慮された商品やサービスを知ったきっかけ

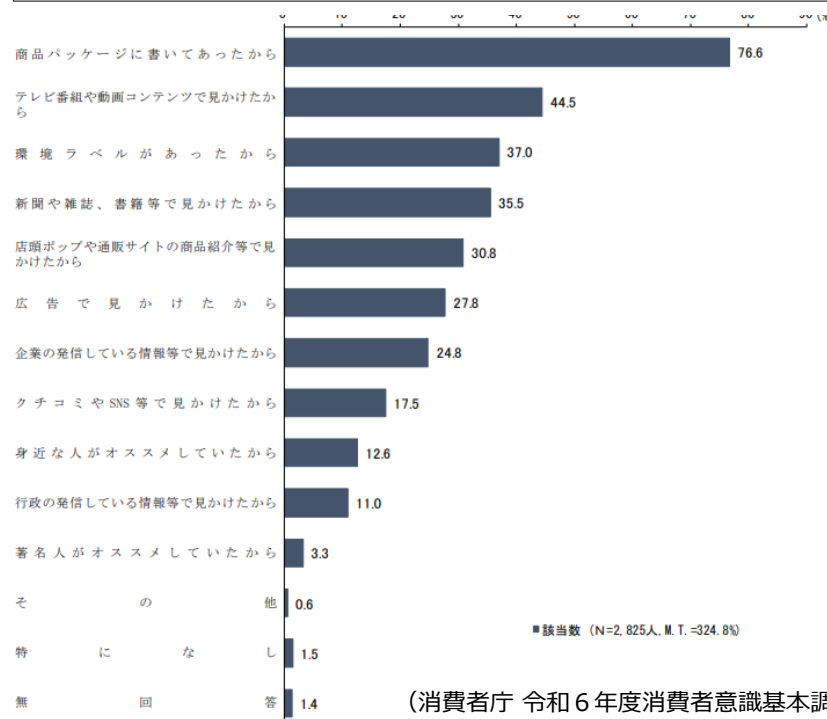
商品パッケージ 76.6%/テレビや動画 44.5%/

環境ラベル 37.0%/…

(15) 環境配慮商品を知ったきっかけ

【問 19(1)で「1」～「2」と回答した人にお聞きします。】

問 19 (3) 環境に配慮された商品やサービスを知ったきっかけとして、当てはまるものを全てお選びください。



(消費者庁 令和6年度消費者意識基本調査)

➡ 製品包装や店頭での表示から環境情報を入手する消費者が多い。

3. 海外の規制動向

■ 各国の環境表示に対する規制枠組み

	メキシコ、モロッコ、モルドバ共和国、南アフリカ	日本、カナダ、ペルー、米国(一部の州)	コロンビア、韓国	EU、フランス
虚偽広告等を規制する一般消費者法	○	○	○	○
環境広告を規制する特定の法律			○	○
製品の持続可能性情報の提供を義務付ける法律				○
環境主張のガイドライン		○		
持続可能性情報の提供方法のガイドライン			○	

出典：REGULATORY FRAMEWORKS - TO COMBAT GREENWASHING(グリーンウォッシュと戦うための規制枠組み)
(国連環境計画(UNEP) 10YFP) を元に受託者作成

3. 海外の規制動向

■「環境表示ガイドライン」と各国ガイドラインの比較※1

ガイドライン名		環境表示ガイドライン	製品の持続可能性情報の提供に関するガイドライン	グリーン・クレーム・コード	欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト第7巻（策定中）	グリーン・ウォッシュ防止ガイド	グリーン広告の普及とグリーン・ウォッシュ回避のための環境広告ガイド
国・機関		日本・環境省	UNEP(国連環境計画)	イギリス・競争・市場庁	カナダ・産業省競争局	フランス・環境移行庁	バレー・全国競争保護及び知的財産権保護機関
制定年月		2013年3月(改訂)	2017年8月	2021年9月	2024年7月	2023年7月	2023年10月
原則 (要旨)	5つの基本項目	✓ あいまいな表現や環境主張は行わないこと	✓ 主張は信頼できる根拠に基づいて構築する	✓ 明確で曖昧さがない ✓ 真実かつ正確である	✓ 曖昧な主張	✓ 表現が不正確で漠然	✓ 曖昧な主張を避ける
		✓ 環境主張の内容に説明文を付けること	✓ 消費者にとって有用な情報を提供する ✓ 消費者の情報欲求を満たし、隠蔽しない	✓ 情報の省略、隠蔽		✓ 無害でないことを隠す、実際よりも環境配慮が高いと示唆 ✓ 実際にはない環境上の利点を視覚的に示唆 ✓ 製品と関係のない企業の環境活動等に言及 ✓ 法律上の義務や一般的な環境効果を革新的と宣伝 ✓ 偽りのラベル、保証	✓ 実際に影響を与える製品機能または革新を強調する ✓ プラス面だけでなく有害な影響も考慮する
		✓ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること		✓ 主張が実証できる		✓ 環境に優しい要素がない	✓ 主張が最新かつ検証可能な証拠で裏付けられる
		✓ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること	✓ 消費者が類似製品を選択できるように支援する	✓ 公平に比較する	✓ 比較主張		✓ 公平な比較主張を行う
	上記以外の観点※2	✓ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること	✓ 消費者が情報を取りに来るのではなく、情報を届ける			✓ 情報が不足 ✓ 証拠の入手が不可能	
		✓ 製品ライフサイクルの全ての側面を考慮 ✓ 耐用年数内に実現する環境側面を主張 ✓ 含まれ得ない成分の不存在を主張しない ✓ 環境影響が生じる地域に関係あるものを主張（製造工程の立地含む） ✓ 「リサイクル可能」は収集の利用可否を伝達	✓ 重要な分野における主要な改善点について話す ✓ 製品のサステナビリティの全体像を示す ✓ 情報から行動への移行を支援 ✓ 多様な方法で消費者と関わる ✓ 他者と協力し、受容性と信頼性を高める	✓ 製品のライフサイクル全体を考慮する	✓ 成分に関する主張 ✓ 製造工程に関する主張 ✓ 使用後の廃棄に関する主張 ✓ 将来の環境改善の主張		

※1：本表は、日本の環境表示ガイドラインの各原則に対する、各国ガイドラインの同等の原則を同列に整理したもの。

※2：日本の環境表示ガイドラインでは原則ではなく、ISO/JIS Q 14021規格の「環境主張に係る説明文の要求事項」で網羅される。

3. 海外の規制動向

■ (参考) UNEP 製品の持続可能性情報の提供に関するガイドライン (2017年改訂版)

(Guidelines for providing product sustainability information)

- 目的：製品の持続可能性情報の、効果的で信頼できる消費者への主張方法について**明確なガイダンス**を提供
- 「**製品ライフサイクル全体の考慮**」と「**持続可能性の主流化**」（持続可能性の主張を、製品開発等の意思決定及び管理プロセス全体に統合）を前提条件としたうえで、最低要件である【**基本原則**】と【**意欲的な原則**】を提示

基本原則



原則1「信頼性」

主張は信頼できる根拠に基づいて構築する

- ・ 正確かつ科学的に真実である
- ・ 堅牢かつ一貫性がある
- ・ 裏付けのあるデータと仮定に基づいている



原則2「関連性」

重要な分野における主要な改善点について話す

- ・ 重要な側面（ホットスポット）を網羅する
- ・ 製品のパフォーマンスの低さを隠蔽せず、負担を転嫁しない
- ・ 法令遵守を超えた真のメリット



原則3「明確性」

消費者にとって有用な情報を提供する

- ・ 主張と製品の間に、明確かつ直接的な関連性がある
- ・ 明確かつ分かりやすい
- ・ 主張の限界を明確に記載する



原則4「透明性」

消費者の情報欲求を満たし、隠蔽しない

- ・ 主張の開発者と証拠の提供者を公開する
- ・ 主張のトレーサビリティと生成方法（方法、情報源など）を公開する
- ・ 機密情報は管轄機関に公開する



原則5「アクセシビリティ」

消費者が情報を取りに来るのではなく、情報を届ける

- ・ はっきりと見える：訴求内容が簡単に見つけられる
- ・ すぐにアクセスできる：訴求内容が商品の近くに、必要な時間と場所で表示されている

意欲的な原則



原則6「持続可能性の3つの側面」

製品のサステナビリティの全体像を示す

- ・ 環境、社会、経済の側面を考慮
- ・ 各側面間の負担の分散を回避
- ・ 補完的な認証スキームを組み合わせる



原則7「行動変容と長期的な影響」

情報から行動への移行を支援

- ・ 行動科学の知見を応用
- ・ 適切な場合、消費者が積極的に役割を果たすよう促す
- ・ 消費者との長期的な関係構築



原則8「マルチチャネルと革新的なアプローチ」

多様な方法で消費者と関わる

- ・ 互いに補完し合う多様なコミュニケーションチャネルを活用
- ・ 異なるユーザーグループには異なるチャネルでアプローチする
- ・ 情報は相互に補完し合い、消費者に過度の負担をかけない



原則9「コラボレーション」

他者と協力し、受容性と信頼性を高める

- ・ 主張の作成とコミュニケーションに幅広いステークホルダーを関与させる
- ・ 共同のコミュニケーションチャネルを活用する
- ・ 消費者がムーブメントの一員であると感じられるよう、包括的な言葉遣いを用いる



原則10「比較可能性」

消費者が類似製品を選択できるように支援する

- ・ 製品比較は実証済みで、消費者にとって有益である
- ・ 政府または第三者によるアプローチに従う
- ・ 具体的なガイダンスに従う

3. 海外の規制動向

■ 環境表示をめぐる最近の動き

グリーン移行における消費者のエンパワーメントに関する指令（2024/825）

改正
補完

不正取引慣行指令（UCPD）（2005/29/EC）の改正 ※2026年末までに加盟国で法制化予定

- 「エコ」や「グリーン」等の曖昧な環境表現を禁止
- 第三者認証制度に基づかない、または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベル = **不正な商慣行**

タイプIIラベルはEU市場で使用できなくなる

グリーン訴求指令案（欧州委員会による提案） ※今後、欧州議会、欧州理事会で議論予定

- 事業者による環境主張**
自ら立証、評価しなければならない
 - 主張（例：古紙60%）に対応する環境ラベルを取得していれば、その旨を技術文書で証明すれば可
- 加盟国の第三者機関による検証**を受けなければならない
 - 2024年6月 欧州理事会の意見「一般的アプローチ（General Approach）」公表
加盟国で承認された、または検証済のタイプ I 環境ラベルを取得していれば**検証の対象外**とする方針が示された。
ただし、第三国のタイプ I 環境ラベルの取扱いには言及されていない。
 - 検証手続きは今後、加盟国が定める。検証の有効期間は5年間。
- 環境ラベル**
EU市場に上市できる**環境ラベルの要件**を設定
 - タイプ I 環境ラベルであれば適合

指令の適用日以降に確立される**第三国の公的機関**／民間事業者による環境ラベルは**欧州委員会の承認**が必要

日本エコマークもEU域内で検証を受ける必要

指令の適用日前であれば不問

ISO14020（一般原則）/14021（自己宣言・タイプII）/14024（タイプI）の改正 «TC207/SC3»

- タイプI～IIIの区分が廃止**
 - 現タイプ I (ISO14024準拠) → 「環境ラベル」 現タイプ II → 「自己宣言型環境宣言プログラム」
- 自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプII）の要求事項が強化（ISO14021 委員会原案）**
 - ISO14021 規格への適合性評価
 - 「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」旨をシンボル近傍に明示的に記載

➡ ISO14021規格への準拠を骨子とする「環境表示ガイドライン」を改正する必要

3. 海外の規制動向

■ 不公正取引慣行指令

(Unfair Commercial Practices Directive: UCPD、2005/29/EC)

企業と消費者間の取引における不公正な商行為を規制する一般法。

EU加盟国は本指令を国内法に反映している。

-
- 2022年3月 欧州委員会は持続可能な製品政策枠組みのパッケージ第1弾のなかで、消費者がグリーン移行をスムーズに進められるよう、**UCPD**及び消費者権利指令（CRD、2011/83/EU）の改正を提案
- 2024年3月 『**不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令（2024/825）**』 公布
- ➡ **UCPD**及び、消費者権利指令（CRD、2011/83/EU）の改正を規定
- 2024年6月 『**不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令（2024/825）**』 発効
- ➡ 加盟国は2026年3月27日までに指令を国内法化し、2026年9月27日までに適用開始しなければならない。
- ➡ UCPDの不公正な取引慣行のリスト（いわゆる「ブラックリスト」。いかなる場合も不公正取引とみなされる）に、次ページの行為が追加された。

3. 海外の規制動向

■ UCPDのリストに追加された取引慣行

* 緑字が環境表示に関連

- 認証制度に基づかない、または公的機関によって確立されていない自主的な持続可能性ラベルを表示すること
- 製品または事業者が優れた環境性能を実証できないにもかかわらず、一般的で曖昧な環境性能に関する主張（「エコ」や「グリーン」等）を行うこと
- 製品の特定の側面または事業の特定の活動のみに関係しているにもかかわらず、製品または事業の全体について環境主張を行うこと
- 耐久性を制限するために導入された機能（例えば、一定期間後に商品の機能を停止またはダウングレードするソフトウェアなど）について通知しないこと
- 元の製造元が提供していない消耗品、スペアパーツ、または付属品を使用すると、商品の機能が制限されることを通知しないこと
- 温室効果ガスの排出を相殺することに基づいて、製品が温室効果ガスの排出に関して環境に中立的、削減的、またはプラスの影響をもたらすと主張すること
- 製品分野内の全ての製品に法律で課せられている要件を、事業者が提供する際立った特徴として提示すること
- ソフトウェアアップデートがデジタル要素を備えた商品の機能、またはデジタルコンテンツやデジタルサービスの利用に悪影響を与える事実を通知しないこと
- ソフトウェアアップデートが機能強化に過ぎないにもかかわらず、必要であるかのように提示すること
- 製品の耐久性に影響を及ぼす機能を含む製品であると知りながら、その製品の商業的コミュニケーションを行うこと
- 通常の使用条件で、製品の使用時間または強度に一定の耐久性があると虚偽の主張をすること
- 修理が不可能な商品を修理可能であるかのように提示すること
- 技術的な理由により、商品の消耗品を必要以上に早く交換または補充するように誘導すること

3. 海外の規制動向

■ EU加盟国における不公正取引慣行指令の国内法制化状況（2025年8月時点）

- 27加盟国のうち、EU指令2024/825 第4条に基づく、国内法化の公表を行っている国はない。
 - ➡ 国内法化を完了、あるいは国内法化したうえで改正法を施行済の加盟国は確認できなかった。
- 主要6か国のうち4か国で、国内法化の期限である2026年3月27日に向けて、立法プロセスに取り掛かっていることが確認できた。

国名	状況
○ イタリア	2025年6月13日付法律第91号「欧州指令の転換およびその他の欧州連合立法行為の実施に関する政府への委任（2024年欧州委任法）」が、2024年6月25日付官報 第145号に掲載されており、この委任法により、条文に記載されているEU指令の国内法への転換が可能となっている。この中で、国内法に転換するために委任に関する特定の原則や指針となる基準を必要としない付属書Aに、EU指令2024/825が明記されている。
○ オランダ	立法プロセスは未確認
○ スペイン	スペイン政府（社会権・消費・アジェンダ2030省）が「持続可能な消費法案（Anteproyecto de Ley de Consumo Sostenible）」の審議を開始しており、同省は法案の目的の一つが、EU指令2024/825の国内法化であると明言。
○ ドイツ	連邦司法省（Bundesministerium der Justiz, BMJ）は、2024年12月に「不正競争防止法を改正する第三法案（UWG-E）」の議論草案を公表しており、草案の目標がEU指令2024/825を実施するものであること、具体的な改正箇所、発効日（2026年9月27日）などが明記されている。
○ フランス	立法プロセスは未確認
○ ポーランド	「競争及び消費者保護に関する法律」（Act on competition and consumer protection）を所管する競争・消費者保護庁（UOKiK）が、EU指令2024/825に関して広告業団体との事前協議を実施したとの情報が確認できており、立法プロセスの初期段階にあるとみられる。

■ グリーン訴求指令案(Green Claims Directive)

不公正取引慣行指令（UCPD）の詳細な要件を規定する特別法。
環境主張を行う場合の外部の第三者機関による検証、EU市場に上市できる環境ラベルの要件、
新たな環境ラベル設立の欧州委員会による承認などを定めている。

2023年 3 月 欧州委員会よりグリーン訴求指令案が公表

2024年 6 月 EU理事会より「一般的アプローチ」といわれる修正案が公表

2025年 6 月 欧州委員会が法案を撤回する意向を発表

➡ 発表を受け、欧州理事会は 6 月 23 日に予定されていた法案の最終案に関する三者協議の中止を決定。ただし、立法プロセスが正式に停止されたとの発表はないため、今後の動向が注目される。

3. 海外の規制動向

■ グリーン訴求指令案(Green Claims Directive)

➤ EU理事会 (The Council of the European Union) の修正案(一般的アプローチ) (2024年6月17日) <<抜粋>>

第1条 適用範囲

- 事業者による明示的な環境主張、環境ラベル制度

第3条 明示的な環境主張及び環境ラベルの立証

- 立証要件

- ✓ 主張の対象範囲（製品全体か一部か等）が明確
- ✓ 科学的証拠に基づく正確な情報、規則(EU)及び国際基準の考慮
- ✓ ライフサイクルの観点で特に関連性があり重要
- ✓ すべての環境側面、環境影響を考慮
- ✓ 法律で課された要求事項と同等でない
- ✓ EU規則2020/852 (EUタクソノミー)第17条の環境目標 (cf: 気候変動、水資源、循環型経済等) に重大な弊害がない
- ✓ 環境特性は一次情報を含むか、バリューチェーンを代表する二次情報を含む
- ✓ カーボンクレジットの主張は消費者が十分に情報を得られる

第4条 明示的な比較環境主張及び比較環境ラベルの立証

- 比較主張の要件（比較範囲や評価に使用するデータの同等性）
- 比較主張は、環境特性が改善されたことに関連付けてはならない（改善が重要で、過去5年間に達成され、証拠に基づく場合を除く）

第7条 環境ラベル

- 指令の第3条から第6条に定める要求事項を満たし、第10条に従って検証を受ける

第8条 環境ラベル及び環境ラベル制度の要件

- 環境ラベル制度の要件

- ✓ 透明性があり、無料でアクセスでき、理解し易く、十分に詳細
- ✓ 参加条件が、中小企業を排除しないよう、企業の規模及び売上高に比例
- ✓ 専門家及び利害関係者と協議して要求事項を策定
- ✓ 苦情処理及び紛争解決メカニズム

☞ ISO 14024（タイプ I 環境ラベル）を想定した内容

- 加盟国／第三国の公的機関、民間事業者が新たに設立する環境ラベル制度は、事前に欧州委員会の承認を受ける。指令の施行以前に設立された環境ラベル制度は、指令の要件を満たせば、引き続きEU市場で環境ラベルを授与可
- 承認された タイプ I 環境ラベルを授与され、当該環境ラベルで認証された環境特性に関する環境主張を行う事業者は、**検証が免除**
- 加盟国で承認されたタイプ I 環境ラベルは**第10条で要求される検証が免除**

第10条 明示的な環境主張、環境ラベル、及び環境ラベルスキームの立証の検証

- 検証機関による事前の検証が必要。検証の適合証明書の有効期間は最長 5 年間

第11条 検証機関

- 検証機関は加盟国の適合性評価機関又は環境検証機関

3. 海外の規制動向

■ ISO 14021:2016 Environmental labels and declarations

— Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling) の改定動向

➤ ISO 14021 :202X 委員会原案から読み取れる主な変更点 ①

0. 規格名称

規格名称から「タイプII環境ラベル表示 (Type II environmental labelling)」が**消滅**

➡ 以下の3. 用語および定義を参照

1. 適用範囲

説明文、シンボル及び図を含む自己宣言による製品の環境主張 <変更なし>

➡ 環境主張に、社会的及び経済的側面も含まれることが明記された

2. 引用規格

ISO14020 <変更なし>

3. 用語および定義

タイプⅠ～Ⅲ環境ラベルの用語は廃止されることが明記された

➡ 「環境ラベル」= ISO14024準拠(現タイプⅠ)の環境ラベル のみを指すようになった

➡ 現タイプⅡ 環境ラベル=「自己宣言型環境宣言プログラム」

4. 原則

ISO14020の原則が適用 <変更なし>

3. 海外の規制動向

➤ ISO 14021 :202X 委員会原案から読み取れる主な変更点 ②

5. その他の環境宣言 <新設>

フットプリント、カーボンニュートラル、持続可能性の宣言、循環性の記述などは本規格の適用範囲外であり、ISO14021に準拠した自己宣言の環境宣言として使用することはできず、それぞれ他のISO規格でカバーされることが明記された

6. 自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項 <新設>

「タイプⅡ 環境ラベル」の呼称が「自己宣言型の環境宣言プログラム」に改められた。

自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡが該当）に以下の要求事項が適用される。

- ・ プログラム所有者／運営者名、利害関係者の関与、要件及び基準など9項目の明記
 - ・ ISO14021規格の要件を満たすことを確実にする
 - ・ ISO14021準拠と謳う場合、適合性評価要件を明記
 - ・ 利害関係者の関与
- など

7. すべての自己宣言環境主張に適用される要件 <現行ISO14021の5. に相当>

第三者の検証を受けていない社内環境プログラムに基づくシンボル（ロゴマーク）を使用する場合、シンボル近傍に「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」旨を明示的に記載

8. 選択された自己宣言環境主張の要件 <現行ISO14021の7. に相当>

リサイクルコンテンツを示すためにメビウスループを使用できなくなった。以下の用語が追加された。

- ・ 回収された材料、再生可能な素材、再生可能エネルギー、低炭素エネルギー、バイオベース、修理可能性、生分解性

3. 海外の規制動向

■ (参考) 本資料で取り上げた国際規格、EU指令の予想スケジュール

	ISO14021定期見直し	ISO17050定期見直し	EU不公正取引慣行指令	EUグリーン訴求指令
2023	ISO/TC207/SC3 WD (作業原案)			3/23 欧州委員会が提案を発表
2024	CD (委員会原案)	3年以内	2/28 グリーン移行における消費者のエンパワメントに関する指令 (2024/825) が成立 →不公正取引慣行指令の改正	3/12 欧州議会が指令の修正案を発表 6/17 欧州理事会が一般的アプローチ (欧州議会の修正案への対応) を発表
2025	DIS (国際規格原案) 10月 ISO/TC207トント総会 (DIS 投票の審議)	4月～ 定期見直し開始予定		EC・欧州議会・欧州理事会による交渉段階 6/23 三者協議 →キャンセル
2026	FDIS (最終国際規格案) IS(国際規格)の発行		2026年末までに加盟国で法制化予定	
2027				

(参考) 本資料で取り上げたガイドライン等における環境ラベルの取り扱い

環境表示ガイドライン

- 自己宣言による環境表示は、国際規格であるタイプⅡ規格に準拠すること
- ISO/JIS Q 14020（一般原則）、ISO/JIS Q 14024（タイプⅠ環境ラベル表示）、ISO/JIS Q 14021（自己宣言による環境主張）及びISO/JIS Q 14025（タイプⅢ環境宣言）の該当する規格を参考とした環境ラベル等の制度運用が望まれる

信頼性確保ガイドライン

- 特定調達品目の「判断の基準」と同等以上の基準等に基づき、製造事業者等とは関係のない第三者機関による認証を受けた物品等（エコマーク認定製品等）については、「判断の基準」への適合の信頼性は、当該第三者機関と製造事業者等の間で確保されているものとみなす

EUグリーン訴求指令案

- 新たな環境ラベル制度の立ち上げは欧州委員会の承認が必要
- 環境ラベルは認証制度でなくてはならず、透明性等の要件を満たす（現タイプⅠ環境ラベルを念頭）
- 環境ラベル制度の所有者は、EU加盟国の検証機関による検証が必要 →事業者による環境主張の検証を免除

不公正取引慣行指令

- 認証制度に基づかない、または公的機関によらない持続可能性ラベルは不公正な商慣行とみなされる

ISO14021：委員会原案

- タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲ環境ラベルの名称廃止 →「環境ラベル」= ISO14024準拠（現タイプⅠ環境ラベル）のみを指す（ISO14020:2022に整合）
- 「ISO14021準拠」と謳う場合、同規格への適合性評価要件を明記する
- 現タイプⅡ環境ラベル（社内環境プログラムに基づくシンボル）を使用する場合、「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」旨をシンボル近傍に記載する

(参考) グリーン購入法における環境ラベルの取り扱い (抜粋)

環境物品等の調達に関する基本方針

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

…各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、環境製品宣言 (EPD : Environmental Product Declaration) などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

➡ 特定調達品目22分野288品目のうち、**12分野115品目**においてエコマークが【判断の基準】の選択肢となっている。
「エコマーク認定基準を満たすこと又はこれと同等のものであること。」

(別冊) 特定調達品目の見直し等に関する方針及びスケジュール

2. 見直しに当たっての方針

(2) 点検

○関連する国内制度・施策、規格（環境物品等に係るJIS（日本工業規格）の制定又は改正等）、環境ラベル等（現在引用している国際的な基準を含む。）の基準を確認し、判断の基準等への反映の必要性について検討を行う

3. 見直しスケジュール

(1) 原則的な考え方

…見直しスケジュールの設定に当たっては、エコマークの商品類型がある品目については、エコマーク認定基準の改定年度又は翌年度に見直しに係る検討に着手することを原則的な考え方とする。…

プレミアム基準策定ガイドライン（平成31年環境省作成）

3-2 プレミアム基準の要件 (2) プレミアム基準の要件

① 現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

○他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用すること（具体的にはエコマーク認定商品のうち上位互換のもの、多段階評価基準の上位等が該当）

(参考) 世界のグリーン公共調達における環境ラベルの位置付け

環境ラベル (タイプ I 環境ラベル) は、環境配慮型製品を特定するツールとして、各国の公共調達 (GPP) に活用されている

日本	対象品目が設定され、 エコマーク認定製品 を参考とした調達が推奨されている 12分野115品目 に判断の基準に「 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 」が記載
EU	2014年改正公共調達指令(2014/24/EU、他)にて、調達者が入札仕様書などに タイプI環境ラベル 製品と明記することができるようになった
ドイツ	環境仕様を満たすことを証明する手段の一つとして、 ブルーエンジェル (タイプ I) が活用されている
アメリカ	大統領令および連邦調達規則に、連邦法で要求される仕様や 環境ラベル の活用が盛り込まれている
中国	全ての公共機関は調達品目リストに掲載されている品目については、 中国・環境ラベル (タイプ I) 認定製品を調達しなければならない
韓国	法律により、 韓国環境ラベル (タイプ I) ・グッドリサイクル認定商品、及び低炭素認証製品が環境配慮型商品として位置付けられている (参考) 世界のグリーン公共調達における環境ラベルの位置付け
タイ	対象品目について、 タイ・グリーンラベル (タイプ I) 認定製品、もしくはグリーンカート*が表示された製品 (タイGPP基準を満たす製品、グリーンカート使用期間である3年を経過した製品はタイ・グリーンラベルの取得が求められる) の調達が推奨されている *タイGPP基準を満たす製品・サービスとして、タイ公害監視局への登録・承認を経て使用可能となるロゴ

